

# 琉球大学学術リポジトリ

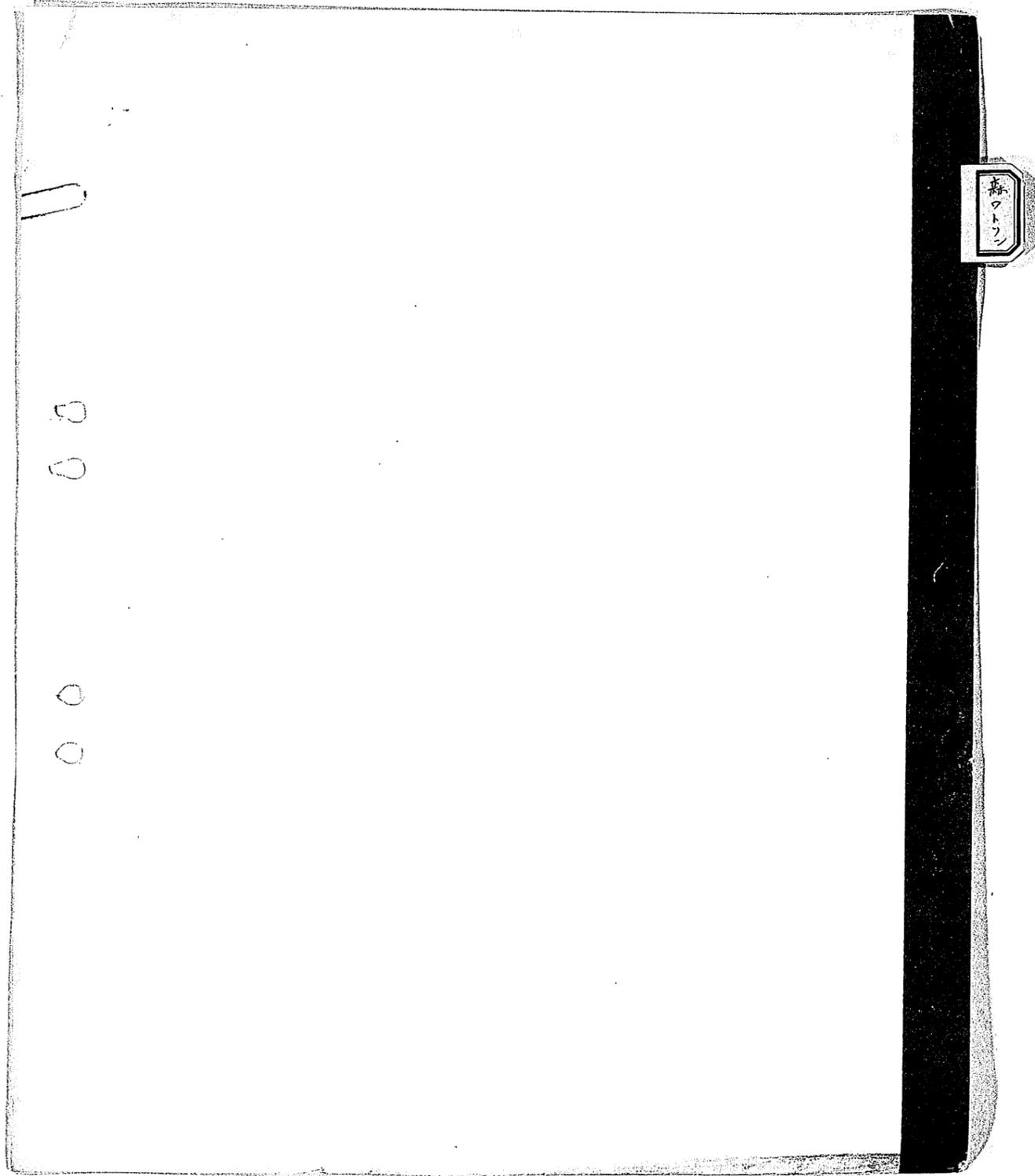
## 日米関係（沖縄返還）47

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43847">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43847</a>

二

本村  
フロン  
会談  
41  
8  
19

本村  
フロン



森  
ワ  
ト  
ン

U

00

00

極 秘  
無 期 限  
5部の内  
5号

森長官・ワトソン高等弁務官  
会談記録

日 時 8月17日 午後2時より3時30分

於 ワトソン高等弁務官室

出席者 来 側 ワトソン高等弁務官

マーサメ政治顧問、リチャード

ソン副民政官、スタブラー特別

補佐官、サンキー通訳官

日本側 森総務長官

上村副長官

山野特遣局長

山本南遣所長

英（通訳）

森長官 今回防沖の目的は三つあり、第一はこ  
のたび総務長官を拝命したので就任の挨拶と

沖縄の視察をしたいと考えたこと、第二はワ  
トソン高等弁務官が沖縄のため大いに努力さ  
れていることにつきお礼申し上げること、そ  
して第三は私の今<sup>後</sup>の沖縄対策の参考になる  
点につき今のうちにお話を伺い、またこちら  
からも考えを述べることである。まず日本政  
府、日本国民を代表して、弁務官が沖縄のた  
めに尽力されていることを感謝して握手をし  
たい。

（和やかな雰囲気の中に両者握手）

それでは直ちに問題の核心に入りたい。

まず私は日米安保条約に基づく日本の義務  
と米国の使命につき全面的に賛意を表する一  
人であることを申し上げたい。その立場に立  
つて、私は現在の米國、日本、露政の三者の

立場は一応了解するが、ただ三者がより立派に義務を果たすためには、これから数年沖縄の人達に対する格差を是正すべく、思い切つて補助額を増やす必要があると思ふ。今般の沖縄各地巡察の結果も、このことをしみじみ感じた。昨年佐藤総理が訪沖され、援助の大幅増大が認められたことを感謝するとともに、今後引き続きこれを認めてほしい。これが当面第一の問題である。

第二の問題は日米両国が信頼の上に立つて沖縄対策をやつて行かないと将来大きな禍根が生ずる恐れがあることである。信頼と協調の立場から軍事目的と関係ない自治権（施政権）を逐次返還される形をとつた方が有効ではないか。この問題の難かしいことは知つて

いるが、例えば教育問題は別途切り離したらどうかと思ふ。どうかワトソン弁務官もこの方向で考えてほしい。

第三は裁判官の任命につき想像もしていなかつた恩典をほどくとして呉れたことについてである。これについてはわれわれも驚いたし沖縄の人達も驚いたと思ふ。しかも裁判移送問題がいまだ尾をひいてゐる。これをどのように解決されるのか弁務官から伺つておきたいと思ふ。私見を認めてもらえるならば、弁務官が談話で発表されている新（司法）機関にこれを委ねたらどうかと思ふ。そうすれば沖縄の人達は極めて満足すると思ふ。

これら三つのことは難かしいと承知している。しかし自民党出身の大臣として、また最

も親米家といわれている私であるので、また日米のより密接な協力がこれからますます必要となつて来る段階に達していると思われるので、あえて申し上げた次第である。これら三つの問題以外に先島への日本航空の運航問題、南方基参、沖縄船舶に日の丸掲揚の問題等があるが、これらについては後廻しとし、まず柱となるこれら三つの問題から入りたい。

ワトソン長官 1968米琉会計年度(日本の会計年度では67年)の対琉援助については火曜日(ワ)にワトソン長官から差上げたペーパーに68会計年度予算についての構想を述べた。その中にもあるように明年度予算の規模を制約する種々の要因がある。現時点では琉球経済は過熱しており(本年の財貨とサービスの前年比増加率は17%)、これが続くと琉球住民の民生を脅かす悪性インフレを招来するおそれがある。これを防止するためGRIと賃銀、物価の動向につき検討している。われわれの仕事の一つは政府の活動と民間企業の活動が競合することを防ぐことである。このためGRIへの援助をあるレベルにとどめる必要がある。われわれとしてもGRI

の援助拡大についての希望については日本政府同様同情的である。しかしあまり急速にこれを行なうことは好ましくない。日本のた<sup>ね</sup>えにあるように「転ば<sup>ぬ</sup>先の杖」ということもある。

昨年佐藤総理は本年度の日政援助の急上昇につき、あとは一歩一歩前進するのが良いと述べておられたが、この考え方に賛成であり、長官におかれても東京にお帰りになつてからこの考えを再確認していただきたい。

くり返して申し上げるが島外援助を急増した場合琉球経済にはこれの吸収能力がない。(本年度一般会計予算の8,800万ドルを吸収するため努力が必要な程である。)インフレ圧力は政府活動のみから生ずるものでなく、

電々公社、郵政庁のごとき企業体の支出、水道公社、開発会社のごとき機関の民間への支出も多額に上つている。しかもまた3,500~4,000万ドルする発電所の新設の必要がある。この外2,100万ドルの平和条約前補償も今秋発効し、今後2年間にわたつて支出される。軍事基地からの支出は1965会計年度には2億ドルに達している。

インフレが進行すれば民主党にとつても増税、銀行貯金の増加策等の不人気のインフレ防止策をとらざるを得ないことになる訳で、GRIを説得するため日政からも経済学者、統計家の協力を得る必要が生じるかも知れない。

従つて日政援助を明年も倍増することは通

当でなく、援助増加は現在進行中の諸事業のコスト増から来るもの、公衆福祉、教育面の必要な新事業に限ることが望ましく、われわれとしてはこれらを加味して、明年度の日政援助は2000万ドルになると推測している。(予備計画では1,900万ドルが予測されているが、GRIの必要(needs)と執行力(capability)を勘案して合理的なレベルな予算を作るようにしたい。日米協議委員会の前に事務レベルで十分非公式に話し合えば両者に受け入れうる案が出来るものと考えている。

森長官 悪性インフレを絶対に避けねばならぬ。

ここへ来る前東京でも、援助を今の倍にしたら悪性インフレを招来するかどうか学者にも意見を聞いたが大丈夫という結果が出たので援助の大幅増大を申し上げているのである。日政としては悪性インフレにならないなら大幅な援助増大を是非したいと考えているのである。

時間もないので悪性インフレの議論はこの位とし、この問題は双方で更に研究することとしたい。インフレにならない範囲で日琉格差の是正のため相当覚悟をした援助増大をしたいというのが日本政府の考えであり、この点については私は佐藤総理とも十分打合わせて来ている。今後とも昨年総理とワトソン弁務官と話された精神でこの問題に臨みたい。

ワトソン参務官 この問題は更に慎重検討したいが、若干の統計を申し上げれば、1966歴年前半で物価増加率は1965年平均増加率と比較し4倍(1.3%から5.6%)になっており、年間ベースでは8倍の増加である。

次にGRIに対する権限委譲についてであるが、これは平和条約第3条による米國に有する施政権の問題であり、どのような追加的権限を、何時GRIに委譲するかは米國が決定する。しかし私が高等参務官になつてから多くの布令、布告が廃止され、この面では着実な前進が見られている。GRIの機能強化は私の方針である。ただ今後とも米國の施政権そのものを維持するため不評な措置を採ることを余儀なくされることはあると思ふが、

その際民生党が野党と一緒になつてUSCARを攻撃することのないよう民生党を説得してほしい。

ここでGRIへの権限の委譲と復帰の問題の違いについて一言したい。前者は必ずしも全部という訳ではないが(not exclusively)主として米國と琉政の間の問題であるのに反し、後者は日本政府と米國政府の間で外交レベルで取り上げるべき問題である。

つぎに機能別返還につき話したい。日本の自民党がこの考えを支持すると発表してから、注目しているが、これにつき実行可能な計画があるとは耳にしていない。私としては機能別復帰は日米兩國間の行政面での摩擦を増大させる恐れがあるので、慎重に検討の必要が

あると風う。

裁判移送の問題について、いわゆるトモリ事件、サンマ事件の移送命令の合法性に反対する心あるものは一人もいない。しかもこの問題はその合法性以上の問題に関連している。移送命令は合法的であることは勿論、のみならず、これは米国の施政権の本来の姿を保つため絶対に必要であり、このためGRIの権限が縮小したことはない。ただ私としては移送事件のもたらした政治的混乱を防止するため出来る限りのことはする用意があると申し上げたい。すでに私は判事の任命についての態度を明らかにしたし、GRIの判事を信頼もしている。

琉球船舶の日の丸掲揚の問題に関連し、先

ず最初に日本国民に知つていただきたいことは、琉球住民は時期、場所の如何を問わず公共の建物以外には日本国旗掲揚することを許されている。公共の建物については政治的困難をもたらすので制約されている。

さて琉球船舶に日の丸を掲げる問題は法律的に複雑である。また第9回の日米協働委員会で申し上げたように1950年以來琉球船舶が使用している変型デルタ旗のために、琉球船舶に不便を生じた例はない。椎名大臣は琉球船舶には日本の法的コントロールが及んでいないので法律的に日の丸の使用は問題であると述べておられる。またその際椎名大臣より日の丸と変型デルタ旗の併用につき提案があつたが、具体的なものではなかつた。ど

のようになりますかは実施前に明確化されるべきである。ただしライン・ワー大使も述べたようにこのことは直ちに現行法の修正を認めることを意味しない。

次に南方基参問題であるが、これはU S G A Rと現地の弁務官の間の問題であり、現地弁務官の意見は運航、施設の関係から人教を制限せざるを得ないとのことである。

山野局長 G R Iでは南方基参の際水産学校の練習船を使用し、費用はG R Iで負担するとの案を検討していると聞いている。このような提案があつた際は好意的に検討してほしい。(ワトソン弁務官より、その話はまだ聞いていないが、検討したいとのコメントあり)

森長官 ワトソン長官のお考えは良く判つた。これらの問題についてはわれわれとしても検討を続けたいと思うが、一つ最後に貴弁務官に申し上げたいことは、世界は流動しているということであり、(平和条約第3条も守らねばならないが)更に日米両国は今後一層協力し合わなければならなくなつて来ているという大局的な見地から物事を考える必要があるということである。琉球船の日の丸掲揚、

裁判移送、自治権拡大等の問題はこのような  
進歩の考え方に立たねばならないと思う。そ  
うしないと水が低きに流れるように日米間お  
よび日米琉間のトラブルの種となり、ひいて  
は民主党の支持が低下し、米国の基地運営が  
困難になるおそれもある。親米家の私が申し  
上げるのであるから是非好意的に検討してほ  
しい。

ワトソン弁務官 世界は動いていることは確か  
である。私が就任してから2年間の間に大き  
な進歩が引きつづき行なわれて来ている。ま  
た長官のいわれる日米間の協力体制が世界の  
平和に必要であるということも誠に同感であ  
る。米国の諺にも (*Strength in unity*) という  
のがある通りである。長官のいわれる進歩に  
ついて申し上げれば近年すべての面で増大傾  
向が見られる。島外援助、GRIの権限、琉  
球住民の民生、GRIとUSCAR間の理解  
等はすべて増大している。これは今後とも拡  
大させるようにしたい。民生<sup>ニ</sup>党との協力につ  
いては私もこれを重視している。私としては  
今後とも前向きな姿勢で臨んで行きたいが、  
裁判移送の問題については米国にも面子 (*face*)

があり、今更差し戻しは考えられない。究極的には (ultimate result) 国民に最も恩恵をもたらすことが出来る形で解決されると思ふ。(勿論行政官として、私は判事の決定に指示を与える権限はないが)

森長官 ワトソン高等弁務官の今のお話は全体として全く同感である。<sup>その</sup> ~~貴~~冒頭に感謝の言葉を述べたのであり、これは私個人としてでなく日本国民を代表してお礼申し上げたのである。今後私は日本政府を代表してまた貴弁務官は米國政府を代表していろいろ困難な問題に直面すると思ふ。そこで私としては今後事態を一層良好なものにするため、いろいろ言にくいことを申し上げると思ふが、これは全く善意から申し上げるのであるからその

ように了解してほしい。

最後に小さな問題であるが先島の日航運輸問題についての考えを伺いたい。

ワトソン参務官 この問題は目下担当者により充分検討されている。現在日航の外、アロハ航空が大きな関心を示しているのみならず、AAも再び興味を示しており、三つの航空会社が大きな関心を持つている。従つて私の立場は困難となつており、他の問題同様すべての者が満足することは出来ないのである。

最後にプレス発表文案について相談したい。

(討論することなく合意された。)あと長官と二人だけで二、三分内密にお話ししたい(サンキュー-通訳官のみ同席)。